

## 箕面市地域公共交通活性化協議会 分科会規程

## (趣旨)

第1条 この規程は、箕面市地域公共交通活性化協議会規約第15条第2項の規定に基づき、箕面市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の分科会（以下「分科会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (所掌事務)

第2条 分科会は、協議会の指示を受け、箕面市地域公共交通活性化協議会規約第4条に掲げる事項について専門的な調査及び検討を行うものとする。

## (組織)

第3条 分科会は、別表に掲げる者をもって組織する。

## (分科会長及び副分科会長)

第4条 分科会に、次の役員を置く。

(1)分科会長 1名

(2)副分科会長 1名

2 分科会長、副分科会長は、相互に兼ねることはできない。

## (分科会長)

第5条 分科会長は、別表1の項に掲げる者をもって充てる。

2 分科会長は、分科会を代表し、その会務を総理する。

3 分科会長は、副分科会長を別表7の項から10の項までに掲げる者の中から指名する。

## (副分科会長)

第6条 副分科会長は、分科会長を補佐し、分科会長に事故があるとき又は分科会長が欠けたときは、その職務を代理する。

2 副分科会長は、協議会の委員となる。

## (会議)

第7条 分科会の会議は、協議会会長からの要請があったとき又は分科会長が必要と認めるときに、随時開催するものとする。

2 分科会長は、分科会の座長となる。

3 分科会長は、必要に応じて、分科会の構成員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

4 分科会の会議運営は、会議運営規程を準用するものとする。

## (報告)

第8条 分科会長は、分科会の協議経過及び結果について、協議会に報告するものとする。

(庶務)

第9条 分科会の庶務は、箕面市地域創造部交通政策課において処理する。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、分科会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この規程は、平成21年3月18日から施行する。

附則

この規程は、平成21年5月29日から施行する。

別表（第3条関係）

	構 成 員
1	大阪大学 大学院 工学研究科 助教
2	阪急バス株式会社の代表
3	街づくり支援センターみのおの代表
4	みのおの交通を考える会の代表
5	粟生第二住宅自治会の代表
6	自転車道ネットワーク公募市民の代表
7	特定不便地域（2地域の各代表）
8	Mバス利用者（3名）
9	公募市民（24名）
10	障害者団体（4団体）の各代表
11	箕面商工会議所の代表
12	大阪船場繊維卸商団地協同組合の代表（COM）
13	共同企業体SSOK組合の代表（SSOK）
14	東急不動産SCマネジメント株式会社の代表（箕面マーケットパークイラ）
15	株式会社ビーバーレコードの代表（ビーバーワールド）
16	学校法人大阪青山学園の代表
17	有限会社箕面自動車教習所の代表
18	国土交通省 近畿地方整備局 大阪国道事務所 高槻維持出張所長
19	大阪府 池田土木事務所 総務企画課 課長補佐

20	箕面市	みどりまちづくり部	道路課長
21	箕面市	市長政策室	政策推進課 主幹
22	箕面市	地域創造部	交通政策課長
23	箕面市	健康福祉部	生活福祉課長